

電動車普及促進イベント開催事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

我が国における温室効果ガス排出量の約2割を占めている運輸部門において、排出量の削減を図るためには、ガソリンを使用しない電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）の普及促進の取組みが重要となっている。

そこで、県民のEV等の電動車への理解を深め、ガソリン車等から電動車への早期の切り替えを促すため、展示・試乗体験等を行うイベントを開催する。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

電動車普及促進イベント開催事業委託業務

（2）委託業務内容

別添「電動車普及促進イベント開催事業委託業務仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

（4）委託上限額

金5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を委託契約候補者として選定する。

4 スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| （1）募集開始 | 令和5年5月19日（金） |
| （2）質問受付期限 | 令和5年6月2日（金）午後5時15分 |
| （3）参加申込書受付期限 | 令和5年6月2日（金）午後5時15分 |
| （4）質問回答 | 令和5年6月7日（水） |
| （5）企画提案書受付期限 | 令和5年6月12日（月）午後5時15分 |
| （6）プレゼンテーション審査(予定) | 令和5年6月16日（金）午前中 |
| （7）結果通知(予定) | 令和5年6月21日（水） |

5 企画提案公募（プロポーザル）の参加資格

- (1) 「令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者一覧」に登録されていること又は登録見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

6 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和5年5月19日（金）から令和5年6月2日（金）までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、下記の「12 問合せ先・提出先」で配布する。

7 企画提案について

(1) 参加申込

参加を希望する者は、参加意向表明書（様式第1号）及び同種・類似業務実績整理表（様式第2号）を提出すること。

提出期間：令和5年5月19日（金）から令和5年6月2日（金）

提出方法：FAX又は電子メール

提出先：「12 問合せ先・提出先」のとおり

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）に示す提出期限までに、電子メールにて「質問書」（様式第3号）を提出すること。回答は、参加申込者全員に対し行うこととする。（個別具体の提案内容は除く。）

(3) 企画提案書

ア 提出物

提出物	様式	部数	備考
① 企画提案書の提出書及び申告書	様式第4号	1	

② 企画提案書	様式自由	6 (正本1部、 副本5部)	別添「仕様書」を満たす内容とすること
③ 見積書	様式自由	6 (正本1部、 副本5部)	積算内訳(利用料等)を記載すること。(宛先:愛媛県知事あて、見積者:代表者名を記入、代表者印を押印すること。)
④ 会社のパンフレット		6	

イ 提出期間等

提出期間: 令和5年5月19日(金)から令和5年6月12日(月)

提出方法: 持参又は郵送(書留又は簡易書留)

このほか、様式第4号の押印省略を希望する場合は、申込書下欄に責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入のうえ、別途指定する送付先にメールにて提出*すること。

※②～④については、別途持参又は郵送する必要があります。

提出先: 「12 問合せ先・提出先」のとおり

(4) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、上記(3)イに示す提出方法で辞退届(様式第5号)を提出すること。

8 選定方法

(1) 選定に当たっては、県が設置する審査委員会において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案書等の評価を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。

(3) プレゼンテーションの実施日時、場所等については次のとおり。

日時: 令和5年6月16日(金)(予定)

※詳細日程等は、別途、各提案者に通知する。

(4) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ プレゼンテーションを欠席したとき。(プレゼンテーション審査の場合)

エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

(5) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

9 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。
なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「電動車普及促進イベント開催事業委託業務仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加、又は修正する場合がある。
- (3) 契約保証金は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10 分の 1 以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）に基づく情報公開の対象となる。

12 問合せ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-2 NTT 愛媛ビル 2 棟
愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ
TEL : 089-912-2349 FAX : 089-912-2344
E メール : kankyoun@pref.ehime.lg.jp